ACSES ニュースレター_ 2379号 (2022年9月13日)

発行:NPO法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES) 事務局

- 一目次(19頁)—
- [1] 化学物質関係事故、事件関係
- ◇その他の事故、事件
- ・PIO-NETにみる2021年度の危害・危険情報の概要〈国民生活センター〉
- ◇事故・事件対策、措置、訴訟等
- ・事務連絡 火災予防関係手続における電子申請等の導入に関する留意事項について〈総務省消防庁〉
- ・令和4年度高圧ガス保安活動促進週間を実施します〈経済産業省〉
- [2] 「特集」新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

「対策・予防」

◇省庁発表

◇大学等関係



竜胆 (リンドウ)

- [3] 福井大学公開「化学物質リスクアセスメントマルチツール」への機能追加のお知らせ〈福井大学〉
- [4] 冷凍保安規則の一部を改正する省令(経済産業省令第72号)〈官報〉
- [5] 令和三規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する件 (経済産業省告示第 165 号)〈官報〉
- [6] 「化審法の施行状況(令和3年)」を公開しました。〈経済産業省〉
- [7] 「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用に係る2023規制年度分の内示申請手続きについて」を公表しました〈経済産業省〉
- [8] 農薬
- ◇農薬「ピリダクロメチル」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
- ◇農薬「ジエトフェンカルブ」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
- ◇農薬「バリダマイシン」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
- ◇登録・失効農薬情報を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
- ◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
- [9] 食品安全衛生関係
- ◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(エトキサゾール、トリフルミゾール、1ーナフタレン酢酸、フロメトキン、ペルメトリン、ベンタゾン、メトミノストロビン) [令和4年8月30日生食発0830第1号]〈厚生労働省〉
- ◇食品安全関係情報を更新しました(最新3週間(令和4年7月30日~令和4年8月19日)の海外情報はこちらから) 〈内閣府食品安全委員会〉
- ◇食品安全情報(化学物質)No. 18(2022)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
- ◇「お母さんになるあなたと周りの人たちへ―妊娠の前から気をつけたい食べ物のこと―」を公開しました〈内閣 府食品安全委員会〉
- [10] 温暖化対策関係
- ◇金属生産に伴う将来の温室効果ガス排出量と気候変動目標との関係<産業技術総合研究所>
- [11] 環境安全関係
- ◇ (仮称) 唐津風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
- [12] 調査、公募、意見募集等
 - 「公募、意見募集等」 4件 「公募結果、意見募集結果」 2件
- [13] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

「開催案内 1件

[14] 海外の化学物質管理情報

○国際:2件 ○欧州:10件 ○米国:8件 ○ウクライナ:3件 ○タイ:1件

○ベトナム:1件 ○オーストラリア:4件 ○韓国:1件

[付録]

◇まさか自分が著作権侵害?!-ファイル共有ソフトの安易な使用には危険がいっぱい!-〈国民生活センター〉

◇【「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に!? (No. 2)】注文直後に表示された「特別割引クーポン」を利用したら、いつの間にかコース内容が変わっていた!?〈国民生活センター〉

[1] 化学物質関係事故、事件関係

◇その他の事故、事件

・PIO-NETにみる2021年度の危害・危険情報の概要

<国民生活センター 2022年9月7日> https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220907_3.html

この概要は、PIO-NET (パイオネット: 全国消費生活情報ネットワークシステム) により収集した2021年度の「危害・危険情報」 (注) をまとめたものです。

当該情報の詳細については、「消費生活年報2022」にまとめ、2022年10月に国民生活センターホームページ上 に掲載する予定です。

(注) 「危害・危険情報」とは、商品・役務・設備に関連して、身体にけが、病気等の疾病(危害)を受けたという情報(「危害情報」)と、危害を受けたわけではないが、そのおそれがある情報(「危険情報」)をあわせたもの。データは、2022年5月末日までの登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談を除いています。2021年度の傾向と特徴

全国の消費生活センター等から収集した「危害・危険情報」は13,194件で、対前年度比でみると12.2%減となっていました。

「危害情報」は11,263件で、上位3商品・役務等は「化粧品」、「健康食品」、「医療サービス」でした。「危険情報」は1,931件で、上位3商品・役務等は「四輪自動車」、「調理食品」、「電話関連機器・用品」でした。

「危害情報」は、2020年度より1,656件減少しました。「化粧品」が584件増加した一方で、「健康食品」が2,404件減少しました。被害者の性別は女性が約8割を占めていました。

「危険情報」は、2020年度より172件減少しました。2020年度、珪藻土(けいそうど)マットに関する報道の影響で大幅に増加した「敷物類」が74件減少したことなどによるためです。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・事務連絡 火災予防関係手続における電子申請等の導入に関する留意事項について(令和4年8月30日)

<総務省消防庁 2022年8月30日>

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/f90640855e4d88c09d45cf307aba71dcb1cbf932.pdf

・令和4年度高圧ガス保安活動促進週間を実施します

<経済産業省 2022 年 9 月 12 日>

https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220912002/20220912002.html?from=mj

令和4年10月23日(日曜日)から、令和4年度高圧ガス保安活動促進週間を実施します。

高圧ガス保安活動促進週間を通じて民間事業者等の高圧ガスの保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止するために各地の実情に即した行事を行い、高圧ガスの保安活動の促進を図ります。

1. 概要

高圧ガス保安活動促進週間は、高圧ガス(一般消費者等が使用する液化石油ガスも含む)の保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。各地の実情に即した行事を行い、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図ります。

2. 期間

令和4年10月23日 (日曜日) から29日 (土曜日)

3. 重点目標

今年度の高圧ガス保安活動促進週間の重点目標は、事故の発生状況等を踏まえて以下のとおりとします。

- (1) 高圧ガス保安法関係
- 1. 運転・操作上 (ソフト) の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- 2. 各事業所において、IoT・ビッグデータ等を活用するとともに、その効果を適切に検討し、改善の取組を行う。
- 3. 非定常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
- 4. 事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の促進
- 5. 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- 6. 高圧ガス利用者(特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者)における保安意識の向上
- 7. タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- 8. 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- 9. 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底
- (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
- 1. 業務用消費者に対して、CO 中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO 警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
- 2. 一般消費者等に対して、LP ガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO 中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- 3. 高齢者及び一人暮らしの消費者に対して LP ガス設備を安全に使用するための保安啓発
- 4. 高圧ガス保安活動促進週間ポスター

今年度の高圧ガス保安活動促進週間のキャッチコピーは、「安全は みんなが主役 あなたも主役」です。すべての 人が安全を意識すべきことから、それを訴えかけるよう、人物2人の手を広げることにより表現しています。

令和4年度高圧ガス保安活動促進週間ポスター

[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

- ・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
- <厚生労働省 2022年9月12日> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html
- ・新型コロナウイルス感染症(変異株)の患者等の発生について(検疫)
- <厚生労働省 2022年9月12日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27952.html
- ・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について(検疫)
- <厚生労働省 2022年9月12日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27950.html
- ・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和4年9月12日版)
- <厚生労働省 2022年9月12日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27941.html

[対策・予防]

◇省庁発表

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

<厚生労働省 2022 年 9 月 12 日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jihikensa_00001.html

◇大学等関係

・空きコマは帰宅するしかなかった 入学式も新歓も奪われた3年生

<朝日新聞 2022年9月12日> https://www.asahi.com/articles/ASQ997600Q91UTIL03P.html 聞き覚えのある名前で呼ばれている子がいる。もしかして、オンライン授業がずっと一緒だったあの人かも。 あの席に座っている、英語のオンライン授業が一緒だった人。リアルで初めて話したけど、思ったより話しやすかったな。

今年4月、岐阜大3年の高須啓太さん(20)は教室を見渡して新鮮な気持ちになった。

大学の授業が原則対面になった。学部の同級生は約100人しかいないのに、教室にはリアルで見るのが初めての顔がたくさん。外を歩けばどこからか、誰かの話し声や楽器の音が聞こえてくる。昼休み、食堂には見たことのない長い列ができていた。

これが、本来の大学なのかな。心が躍った。

2年前、初めて足を踏み入れた大学は、全く違ったから。

初めて緊急事態宣言が発出された2020年4月に入学した今の大学3年生は、コロナ禍に学生生活を翻弄されてきました。全国大学生活協同組合連合会が今夏実施したアンケートでは、学生生活が充実していると答えた学生の割合は3年生が最低という結果が出ました。記事後半では、アンケートの結果を詳しく紹介します。

高須さんが大学に入った20…

[3] 福井大学公開「化学物質リスクアセスメントマルチツール」への機能追加のお知らせ

<福井大学 工学部技術部第二技術室:投稿 2022年9月12日>

本学の化学物質リスクアセスメントマルチツールは学外公開ツールとして、多くの研究機関、企業等にご利用いただいております。

この度、以下の機能を追加しましたので、お知らせします。

- ・実施レポート出力(少量・低頻度手法のみ)
- ・ラベル出力
- 保護手袋選定
- 混触危険表示
- 急性中毒アラート
- ・混合物の GHS 分類に NITE-Gmiccs 分類ロジックを適用

詳しくは、

http://roukan2.ad.u-fukui.ac.jp/risk_assessment_new/added_function.html

をご覧ください。

[4] 冷凍保安規則の一部を改正する省令(経済産業省令第 72 号)

[官報] 令和4年9月12日 本紙 第816号 2~3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220912/20220912h00816/20220912h008160002f.html

○経済産業省令第72号

高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第八条第一号及び第五十七条の規定に基づき、冷凍保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和4年9月12日

経済産業大臣 西村 康稔

冷凍保安規則の一部を改正する省令

冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第七条 製造のための施設(以下「製造施設」という。) であつて、その製造設備が定置式製造設備(認定指 定設備を除く。)であるものにおける法第八条第一号 の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号 に掲げるものとする。

一~五 「略]

六 冷媒設備は、許容圧力以上の圧力で行う気密試 験及び配管以外の部分について許容圧力の一・五 倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して 行う耐圧試験(液体を使用することが困難である と認められるときは、許容圧力の一・二五倍以上 の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧 試験)又は当該冷媒設備製造をする者であつて、 試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験 を行うことが適切であると経済産業大臣が認める ものの行う耐圧試験に合格するものであること。

七~十七 [略]

2 [略]

(協会等が行う完成検査の申請等)

第二十二条 前条の規定は、<u>高圧ガス保安協会(以下「協会」という。</u>)が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 · 3 「略]

(機器の製造に係る技術上の基準)

- 第六十四条 法第五十七条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。
 - 一機器の冷媒設備(一日の冷凍能力が二十トン未満のものを除く。)に係る経済産業大臣が定める容器(ポンプ又は圧縮機に係るものを除く。以下この号において同じ。)は、次に適合すること。

イ~チ 「略]

リ 突合せ溶接による溶接部は、同一の溶接条件 ごとに適切な機械試験に合格するものであるこ

改正前

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第七条 製造のための施設(以下「製造施設」という。) であつて、その製造設備が定置式製造設備(認定指 定設備を除く。)であるものにおける法第八条第一号 の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号 に掲げるものとする。

一~五 「略]

六 冷媒設備は、許容圧力以上の圧力で行う気密試 験及び配管以外の部分について許容圧力の一・五 倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して 行う耐圧試験(液体を使用することが困難である と認められるときは、許容圧力の一・二五倍以上 の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧 試験)又は<u>は経済産業大臣がこれらと同等以上の</u> ものと認めた高圧ガス保安協会(以下「協会」と いう。)が行う試験に合格するものであること。

七~十七 [略]

2 [略]

(協会等が行う完成検査の申請等)

第二十二条 前条の規定は協会が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 · 3 [略]

(機器の製造に係る技術上の基準)

- 第六十四条 法第五十七条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。
 - 一機器の冷媒設備(一日の冷凍能力が二十トン未満のものを除く。)に係る経済産業大臣が定める容器(ポンプ又は圧縮機に係るものを除く。以下この号において同じ。)は、次に適合すること。

イ~チ 「略]

リ 突合せ溶接による溶接部は、同一の溶接条件 ごとに適切な機械試験に合格するものであるこ と。ただし、<u>当該容器の製造をする者であつて、</u> 試験方法、試験設備、試験員等の状況により試 験を行うことが適切であると経済産業大臣が認 めるものの行う試験に合格した場合は、この限 りでない。

ヌ・ル [略]

二 機器は、冷媒設備について設計圧力以上の圧力で行う適切な気密試験及び配管以外の部分について設計圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う適切な耐圧試験(液体を使用することが困難であると認められるときは、設計圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験)に合格するものであること。ただし、耐圧試験にあつては、当該冷媒設備の製造をする者であつて、試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認めるものの行う試験に合格した場合は、この限りでない。

と。ただし、<u>経済産業大臣がこれと同等以上の</u> ものと認めた協会行う試験に合格した場合は、 この限りでない。

ヌ・ル 「略]

二 機器は、冷媒設備について設計圧力以上の圧力で行う適切な気密試験及び配管以外の部分について設計圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う適切な耐圧試験(液体を使用することが困難であると認められるときは、設計圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験)に合格するものであること。ただし、経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認めた協会の行う試験に合格した場合は、この限りでない。

三•四 [略]

三・四 [略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の冷凍保安規則第七条第一項第六号並びに第六十四条第一号リ及び第二号の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、 なお従前の例によることができる。

[5] <u>令和三規制年度における特定物質の生産量及び消費量並びに輸入量及び輸出量の算定値の実績を告示する</u> 件(経済産業省告示第 165 号)

[官報] 令和4年9月9日 本紙 第815号 9頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220909/20220909h00815/20220909h008150009f.html

○経済産業省告示第 165 号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)第三条第二項の規定に基づき、令和三年一月一日から令和三年十二月三十一日までの期間の特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成六年政令第三百八号)別表第一及び第二の上欄に掲げる特定物質等の種類ごとの生産量、消費量、輸入量及び輸出量の実績を告示する。

令和4年9月9日

経済産業大臣臨時代理 国務大臣 岡田 直樹

- 1 議定書附属書Aのクループ I に属する物質
 - 一 生産量 〇トン
 - ニ 消費量 〇トン
 - 三 輸入量 〇トン
 - 四 輸出量 〇トン
- 2 議定書附属書AのグループⅡに属する物質
 - 一 生産量 〇トン

=	消費量	Oトン	
三		Oトン	
兀	輸出量	Oトン	
3 請	義定書附属	属書Bのクループ I に属する物質	
_	生産量	Oトン	
=	消費量	Oトン	
三	輸入量	Oトン	
兀		Oトン	
4 請	養定書附属	属書BのグループⅡに属する物質	
_	生産量	Oトン	
=	消費量	Oトン	
三	輸入量	Oトン	
兀	輸出量	Oトン	
5 議定書附属書BのグループⅢに属する物質			
_	生産量	Oトン	
=	消費量	Oトン	
三	輸入量	Oトン	
兀	輸出量の	○議定書第一条7に規定する算定値 ○ト	
6 請	養定書附属	属書CのクループⅠに属する物質	
_	生産量	Oトン	
=	消費量	Oトン	
三	輸入量	Oトン	
兀	輸出量	Oトン	
7 請	養定書附属	属書CのグループⅡに属する物質	
_	生産量	Oトン	
=	消費量	Oトン	
三	輸入量	Oトン	
匹	輸出量	Oトン	
8 議定書附属書CのグループⅢに属する物質			
_		Oトン	
=	消費量	Oトン	
三	輸入量	Oトン	
兀	輸出量	Oトン	
9 請	養定書附属	属書EのクループⅠに属する物質	
_	生産量	Oトン	
=	消費量	Oトン	
三	輸入量	Oトン	
兀	輸出量	Oトン	
10 請	養定書附属	属書FのクループⅠに属する物質	
_	生産量	二千六百七十四万八千二百三十一トン	
=	消費量	三千三百三十四万九百十ニトン	
三	輸入量	二千七百九十四万二千七百七十六トン	
兀	輸出量	二千百三十五万九十五トン	
11 請	養定書附属	属書FのグループⅡに属する物質	
_	生産量	六百四十一万五千四百九十三トン	
=	消費量	九十六万六百三十三トン	

- 三 輸入量 九十二万二千五百二十七トン
- 四 輸出量 六百三十七万七千三百八十七トン

[6] 「化審法の施行状況(令和3年)」を公開しました。

<経済産業省 2022年8月30日>

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/sekou/sekou_R3.pdf 目次

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の概要 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の概要 3 化審法の体系 4 2. 新規化学物質の届出・申出及び事前審査の状況 新規化学物質の届出件数の推移 6 新規化学物質の用涂別居出状況(令和3年度) 7 新規化学物質の用途別居出件数の推移 8 新規化学物質の判定結果の内訳(令和3年度) 9 低生産量新規化学物質の確認申出件数の推移 10 低生産量新規化学物質の用途別確認申出状況(令和3年度) 11 少量新規化学物質申出件数の推移 12 少量新規化学物質の用途別申出状況(令和3年度) 13 中間物・閉鎖系等用途・輸出専用品の確認件数の推移 14 少量中間物等制度における確認件数の推移 16 低懸念高分子化合物の確認申出件数の推移 17 3. 上市後の化学物質の継続的なリスク評価 一般化学物質の製造・輸入実績の届出 19 優先評価化学物質の詳細な用途別出荷量等の把握 20 化審法スクリーニング評価・リスク評価の全体像 21 有害性情報の報告制度 22 4. 化学物質の性状に応じた規制措置 第一種特定化学物質の新たな指定(POPs条約対応) 24 監視化学物質の製造・輸入数量の推移 25 第二種特定化学物質の出荷数量の推移 26

[7] <u>「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用に係る2023規制年度分の内示申請手</u>続きについて」を公表しました

<経済産業省 2022 年 9 月 1 日>

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/tetuduki_2_2_2022.html

[8] *農薬*

◇農薬「ピリダクロメチル」に係る食品健康影響評価を公表しました

<内閣府食品安全委員会 2022年8月31日>

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220323038

◇農薬「ジエトフェンカルブ」に係る食品健康影響評価を公表しました

<内閣府食品安全委員会 2022年8月31日>

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220713112

◇農薬「バリダマイシン」に係る食品健康影響評価を公表しました

<内閣府食品安全委員会 2022年8月31日>

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220713114

◇登録・失効農薬情報を更新しました。

<農林水産消費安全技術センター(FAMIC) 2022年9月1日> http://www.acis.famic.go.jp/toroku/

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

<農林水産消費安全技術センター(FAMIC) 2022年9月2日> http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

[9] 食品安全衛生関係

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(エトキサゾール、トリフルミゾール、1ーナフタレン酢酸、フロメトキン、ペルメトリン、ベンタゾン、メトミノストロビン) [令和4年8月30日生食発0830第1号] <厚生労働省 2022年8月30日> https://www.mhlw.go.jp/content/000982272.pdf

生食発0830第1号 令和4年8月30日

都道府県知事各保健所設置市長

特別区長

厚生労働省大臣官房 生活衛生·食品安全審議官

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第119号)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第256号)が本日公布又は告示され、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。)の一部がそれぞれ改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

1 省令関係

炭酸水素カリウムを省令別表第1に追加したこと。

- 2 規格基準告示関係
 - (1) 添加物関係

炭酸水素カリウムの成分規格及び使用基準を設定したこと。

(2) 残留基準値関係

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと(別紙参照)。

農薬及び動物用医薬品エトキサゾール、農薬トリフルミゾール、農薬1ーナフタレン酢酸、農薬フロメトキン、農薬及び動物用医薬品ペルメトリン、農薬ベンタゾン並びに農薬メトミノストロビン

第2 適用期日

1 省令関係

公布の日から施行すること。

2 規格基準告示関係

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経

過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食 品
エトキサゾール	すいか、すいか(果皮を含む。)、メロン類果実、メロン類果実(果皮を含む。)、ま
	くわうり、まくわうり(果皮を含む。)、みかん、みかん(外果皮を含む。)、びわ、
	びわ(果梗(こう)を除き、果皮及び種子を含む。)、もも及びもも(果皮及び種子を
	含む。)
トリフルミゾール	ねぎ(リーキを含む。)、なす、すいか、すいか(果皮を含む。)、メロン類果実、メ
	ロン類果実(果皮を含む。)、もも、もも(果皮及び種子を含む。)、いちご、鶏の肝
	臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分及びその
	他の家きんの食用部分
1ーナフタレン酢酸	メロン類果実、メロン類果実(果皮を含む。)、みかん、みかん(外果皮を含む。)及
	びなつみかんの果実全体
ペルメトリン	てんさい、ぶどう及びアボカド
ベンタゾン	米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、えん
	どう、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)、
	こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類(ラディッシュ
	を含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、
	西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょう
	な、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、
	サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ
	菜及びちしゃを含む。) 、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。) 、にんにく、にら、アス
	パラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、トマト、ピーマン、
	なす、その他のなす科野菜、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを
	含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほう
	れんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいたけ、
	その他のきのこ類、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレ
	ンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本
	なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、
	すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、いちご、ラズベ
	リー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリ
	一類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グ
	アバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、
	ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、
	ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、
	その他のスパイス、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲(せい)哺乳
	類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲(せい)哺乳類に属する動物の脂肪、水の脂肪、水の脂肪、水の脂肪、水の脂肪、水の脂肪、水の脂肪、水の脂肪、水
	物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲(せい)
	哺乳類に属する動物の肝臓、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他
	の家きんの脂肪、鶏の卵及びその他の家きんの卵

第3 運用上の注意

1 添加物関係

- (1) 炭酸水素カリウムの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとすること。
- (2) 炭酸水素カリウムの使用基準にいうぶどう酒とは、酒税法(昭和28年法律第6号)第3条第13号に規定

する果実酒又は同条第14号に規定する甘味果実酒に該当し、ぶどうを主原料とするものであること。

2 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm) が適用され ること。
- (2) 今回残留基準値を設定するエトキサゾールとは、エトキサゾールのみとすること。なお、今回の改正に 当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定するトリフルミゾールとは、農産物にあってはトリフルミゾール及び代謝物 FM-6-1 【(E)-4-クロロ- α , α , α -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)-o-トルイジン】 をトリフルミゾールに換算したものの和とし、畜産物にあってはトリフルミゾール、代謝物FA-1-1【4-クロロ $-\alpha$, α , α -トリフルオロ-o-トルイジン】をトリフルミゾールに換算したもの及び塩基性条件下で 代謝物FA-1-1に変換される代謝物をトリフルミゾールに換算したものの和とし、魚介類にあってはトリ フルミゾールとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (4) 今回残留基準値を設定する1-ナフタレン酢酸とは、1-ナフタレン酢酸(抱合体を含む。)とするこ と。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定するフロメトキンとは、フロメトキンのみとすること。なお、今回の改正に当た り、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定するペルメトリンとは、cis-ペルメトリン及びtrans-ペルメトリンの和とすると。 なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 今回残留基準値を設定するベンタゾンとは、ベンタゾンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、 残留の規制対象に変更はないこと。
- (8) 今回残留基準値を設定するメトミノストロビンとは、メトミノストロビンのみとすること。なお、今回 の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

3 その他

今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づき、 農薬及び動物用医薬品エトキサゾール、農薬トリフルミゾール、農薬1ーナフタレン酢酸、農薬フロメトキン、 農薬及び動物用医薬品ペルメトリン並びに農薬メトミノストロビンに係る適用拡大のための変更登録が行われ る予定であること。

○厚生省告示370号(昭和34年12月28日)食品、添加物等の規格基準

(抜粋 残留農薬等関係) (令和4年8月30日更新)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/zanryu/591228-1.html

◇食品安全関係情報を更新しました(最新3週間(令和4年7月30日~令和4年8月19日)の海外情報はこちらから) <内閣府食品安全委員会 2022年9月1日>

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=7& from_day=30&to=struct&to_year=2022&to_month=8&to_day=19&max=100

- ◇食品安全情報(化学物質)No. 18(2022)を掲載しました。
- <国立医薬品食品衛生研究所(NIHS) 2022年9月1日>

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202218c.pdf

◇「お母さんになるあなたと周りの人たちへ―妊娠の前から気をつけたい食べ物のこと―」を公開しました <内閣府食品安全委員会 2022年8月30日> http://www.fsc.go.jp/okaasan.html

[10] *温暖化対策関係*

◇金属生産に伴う将来の温室効果ガス排出量と気候変動目標との関係

<産業技術総合研究所(AIST) 2022年9月2日> https://riss.aist.go.jp/research/20220902-2153/

[11] 環境安全関係

◇(仮称)唐津風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について

<環境省 2022年9月12日> https://www.env.go.jp/press/press_00559.html

[12] 調査、公募、意見募集等

[公募、意見募集等]

◇輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令(案)等に対する意見募集について

<経済産業省 2022年9月1日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595122065&Mode=0

◇地球温暖化対策の推進に関する法律第36条の24第1項に基づく支援基準(告示案)に対する意見の募集(パブリックコメント)について

<環境省 2022年8月30日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220027&Mode=0

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集について

<国土交通省 2022年9月2日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155221022&Mode=0

◇ <u>令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(ナッジ手法の社会実装促進事業)の2次公募開始について</u>

<環境省 2022年9月12日> https://www.env.go.jp/press/press_00569.html

[公募結果、意見募集結果]

◇ 「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案等(炭酸水素カリウム等関係)」に関する御意見の募集について て寄せられた御意見について

<厚生労働省 2022年8月30日>

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220054&Mode=1

◇令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ナッジ手法の社会実装促進事業)の採択案件について

<環境省 2022年9月12日> https://www.env.go.jp/press/press_00571.html

[13] <u>関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等</u>

[開催案内]

- ・ 「コーデックス 60 周年記念プレイベント〜コーデックスの 60 年を振り返る〜」を 10 月 11 日に開催します
- ~食品の国際規格に関するオンラインシンポジウムの参加者を募集~
- <内閣府 2022年9月12日> http://www.fsc.go.jp/koukan/osirase/codexsympo1011.html
- <厚生労働省 2022 年 9 月 12 日 > https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27911.html

[14] *海外の化学物質管理情報* <NITE 化学物質管理関連情報 第 600 号 2022 年 9 月 7 日配信 から> ○国際

• <u>Series on Testing and Assessment: publications by number</u>

<経済協力開発機構(OECD) 2022 年 9 月 2 日 >

https://www.oecd.org/env/ehs/testing/series-testing-assessment-publications-number.htm 標記の化学物質の試験と評価に関する文書が公開された。

○No. 362~No. 368

• Publications in the Series on the Safety of Manufactured Nanomaterials

<経済協力開発機構(OECD) 2022 年 9 月 2 日>

https://www.oecd.org/env/ehs/nanosafety/publications-series-safety-manufactured-nanomaterials.htm 工業用ナノマテリアルの安全性に関する文書が掲載された。

ONo. 104 - Advanced Materials: Working Description

○No. 105 - Sustainability and Safe and Sustainable by Design: Working Descriptions for the Safer Innovation Approach

○欧州

• <u>SCHEER - Minutes of the Working Group meeting on Draft Environmental Quality Standards for the WFD Priority</u> Substances & groundwater quality standards of 27 August 2022

<欧州委員会(EC) 2022年8月29日>

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-minutes-working-group-meeting-draft-environmental-quality-standards-wfd-priority-substances-2022-08-29_en

標記に関する SCHEER (Scientific Committee on Health, Environmental and Emerging Risks) の作業部会の議事録が掲載された。

• European Commission publishes draft proposal to restric tmicroplastics in products

COMMISSION REGULATION (EU) ···/··· of XXX amending Annex XVII to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH) as regards synthetic polymer microparticles

<欧州化学品庁(ECHA) 2022年8月31日>

https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/083921/1/consult?lang=en 製品中のマイクロプラスチックを規制する REACH 規則案が公表された。 オンライン会合は 2022/09/23。発効日は官報公示 20 日後。

• ECHA Weekly - 31 August 2022

<欧州化学品庁(ECHA) 2022年8月31日>

https://www.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-208

<REACH>

OCommittees' opinions on restricting Dechlorane Plus available

Dechlorane Plus に対する RAC および SEAC の統合意見について

- OAssessment of regulatory needs: new reports
- 6物質群の新規規制ニーズ評価レポートについて
- ONew substance evaluation conclusions
- 2物質群の物質評価結論文書について

<CLP>

- ONew intentions to harmonise classification and labelling
- 8物質に関する調和分類とラベル表示の意図について

<IT Tools>

○Over 600 new substances added to REACH Study Results654 物質の REACH 試験結果のデータ追加について

• Alternatives to animal testing under REACH

<欧州化学品庁(ECHA) 2022年9月2日> https://echa.europa.eu/animal-testing-under-reach REACH に関する標記の通知が掲載された。

• Substances of very high concern identification

<欧州化学品庁(ECHA) 2022年9月2日>

https://www.echa.europa.eu/substances-of-very-high-concern-identification

新たに9物質群を REACH 高懸念物質(SVHC)候補リストに含めることが提案された。 意見募集は 2022/10/17 まで。

• Call for experts to support work on ECHA's PBT/vPvB guidance update

<欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC) 2022 年 9 月 2 日 >

https://www.ecetoc.org/news/call-for-experts-to-support-work-on-echas-pbt-vpvb-guidance-update/標記ガイダンスの更新に関し、専門家の募集が開始された。

• Focus on… 2022 Scoping Meeting

<欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC) 2022 年 9 月 2 日>

https://www.ecetoc.org/news/focus-on-2022-scoping-meeting/

スコーピング会議に関する記事が掲載された。 会議の開催日は2022/09/13~14、基調講演は9/13に実施。

基調講演に関する記事 →

https://www.ecetoc.org/news/echas-keynote-to-kick-off-ecetocs-2022-scoping-meeting/

• Environment branch of Workers TRA TF to launch two new activities

<欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC) 2022 年 9 月 2 日>

https://www.ecetoc.org/news/environment-branch-of-workers-tra-to-launch-two-new-activities/標記の新規活動に関する記事が掲載された。

・ドイツ 北海・バルト海の保護をテーマにした巡回展を開催 (ドイツ/2022.08.18 発表)

<EIC ネット:環境イノベーション情報機構 2022年9月2日>

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=47910&oversea=1

• G/TBT/N/GBR/47/Add. 1

The Toys and Cosmetic Products (Restriction of Chemical Substances) Regulations 2022

<英国 2022年9月2日>

https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FGBR%2F47%2FAdd.1標記の許容量に関する修正規則のWTO/TBT 通報が掲載された。

○米国

• <u>Carbon Tetrachloride</u>; <u>Draft Revision to Toxic Substances Control Act (TSCA) Risk Determination</u>; <u>Notice of Availability and Request for Comment</u>

<米国環境保護庁(US EPA) 2022年8月29日>

TSCA リスク決定改訂案が官報公示され、意見募集が開始された。対象は、Carbon Tetrachloride。意見募集は2022/09/28 まで。 ニュースリリース →

 $https://www.\ epa.\ gov/chemicals-under-tsca/epa-releases-draft-revised-risk-determination-carbon-tetrachloride-public$

• Proposed Information Collection Request; Comment Request; Statement Supporting the Collection of Information for Accidental Release Prevention Requirements: Risk Management Programs Under Section 112(r) of the Clean Air Act, as Amended; Safer Communities by Chemical Accident Prevention, EPA ICR Number 2725.01, OMB Control Number 2050-NEW

<米国環境保護庁(US EPA) 2022 年 8 月 29 日>

 $https://www.\ federal register.\ gov/documents/2022/08/29/2022-18544/proposed-information-collection-request-comment-request-statement-supporting-the-collection-of$

標記に関する情報収集要求案が官報公示された。意見募集は2022/10/28まで。

• Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Section 8 of the

Toxic Substances Control Act (TSCA)

<米国環境保護庁(US EPA) 2022年8月30日>

https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/30/2022-18709/information-collection-request-submittedto-omb-for-review-and-approval-comment-request-section-8-of

TSCA に関する情報収集要求 (ICR) が官報公示された。 追加の意見募集は 2022/09/29 まで。

• Register for the Toxics Release Inventory Virtual Conference

<米国環境保護庁(US EPA) 2022 年 8 月 31 日>

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/register-toxics-release-inventory-virtual-conference 標記のバーチャル会議への参加登録について掲載された。 開催日は2022/09/20~21。

· Accidental Release Prevention Requirements: Risk Management Programs Under the Clean Air Act; Safer Communities by Chemical Accident Prevention

<米国環境保護庁(US EPA) 2022年8月31日>

https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/31/2022-18249/accidental-release-prevention-requirement s-risk-management-programs-under-the-clean-air-act-safer

大気浄化法に基づく化学物質の偶発的な漏出防止のリスク管理プログラム (RMP)規則の改訂案が官報公示された。意見 募集は2022/10/31まで。

• EPA Seeks Input on New Environmental Justice-Focused Pollution Prevention Grant Opportunity Funded by \$100 Million Investment from President Biden's Bi<u>partisan Infrastructure Law</u>

<米国環境保護庁(US EPA) 2022年9月2日>

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-seeks-input-new-environmental-justice-focused-pollution-prevention-g rant

標記に関する公聴会について掲載された。 開催日は、2022/09/21、09/29。書面による意見募集は10/28 まで。

• EPA and The Ministry of the Environment of Japan Release Joint Statement on Continued Bilateral Environmental Cooperation

<米国環境保護庁(US EPA) 2022年9月2日>

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-and-ministry-environment-japan-release-joint-statement-continued-bil ateral

EPA と日本の環境省が二国間環境保護協力の共同声明を発表した。

・アメリカ環境保護庁、環境教育のプロジェクトに320万ドル超を助成 (アメリカ/2022.08.09 発表)

<EIC ネット:環境イノベーション情報機構 2022 年8月29日>

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=47901&oversea=1

○ウクライナ

• G/TBT/N/UKR/222

Draft Resolution of the Cabinet of Ministers of Ukraine "On Prohibition of the Production and Use at Work of Certain Hazardous Chemicals"

<ウクライナ 2022 年 8 月 30 日> https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUKR%2F222 標記の閣議決定案について WTO/TBT 通報が掲載された。 意見募集は 2022/09/29 まで、発効日は 2023/01/01。

• G/TBT/N/UKR/223

Draft Order of the Ministry of Health of Ukraine "On approval of the Requirements for ceramic articles intended to come into contact with foodstuffs"

<ウクライナ 2022年8月30日>

https://eping.wto.org/en/Search/Index?countryIds=C804&viewData=G%2FTBT%2FN%2FUKR%2F223

標記の保健省令草案に関するWTO/TBT通報が掲載された。意見募集は通知公開から30日間、発効日は公開の6ヶ月後。

• G/TBT/N/UKR/224

Draft Order of the Ministry of Health of Ukraine "On prohibition of the use of

2, 4, 4'-Trichloro-2'-hydroxydiphenylether in the production of plastic materials and articles intended to come into contact with foodstuffs"

<ウクライナ 2022年8月30日>

https://eping.wto.org/en/Search/Index?countryIds=C804&viewData=G%2FTBT%2FN%2FUKR%2F224

標記の保健省令草案に関するWTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は通知公開から30日間、発効日は公開の3ヶ月後。

○タイ

• G/TBT/N/THA/671

Draft Ministerial Regulation on Stainless steel utensils for food :safety requirement (TIS 3206-2564) <タイ 2022 年 9 月 2 日> https://eping.wto.org/en/Search/Index?&viewData=G%2FTBT%2FN%2FTHA%2F671 標記の規則案について WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2022/11/01 まで。

〇ベトナム

• G/TBT/N/VNM/236

<u>Draft of National technical regulation on the restriction of the use of certain hazardous substances in</u> electrical and electronic equipment

<ベトナム 2022 年 8 月 29 日> https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FVNM%2F236 標記の規則案について WTO/TBTWTO/TBT 通報が掲載された。 意見募集は 2022/10/28 まで、発効日案は 2025/01/01。

○オーストラリア

• Coming soon: New inventory and assessment searches from October 2022

<オーストラリア 2022 年8月29日>

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/coming-soon-new-inventory-and-assessment-searches-october-2022

AICIS ウェブサイトの検索機能について、標記のニュースが掲載された。 リリース予定の新規機能:インベントリ検索と評価検索。

• New features for registered business search from 1 September

<オーストラリア 2022 年 8 月 29 日>

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/new-features-registered-business-search-1-september

AICIS ウェブサイトの検索機能について、標記のニュースが掲載された。 新規機能:企業検索。

・Chemicals added to the Inventory 5 years after issue of assessment certificate - 30 August 2022 <オーストラリア 2022年8月30日>

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-5-years-after-issue-assessment-certificate-30-august-2022

新たに情報提供義務が適用される8物質群が公開された。 輸入または製造等の状況がオーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)の評価と 異なる場合、28日以内の報告が必要。

• Transition period ending on 31 August 2022

<オーストラリア 2022 年 8 月 30 日>

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/transition-period-ending-31-august-2022 NICNAS から AICIS への移行期間の終了について掲載された。 終了日は2022/08/31。移行期間は延長されない。

○韓国

・韓国環境部、中国との超微粒子に関する協力の進捗と計画を公開 (発表日:2022.08.18)

<環境展望台:国立環境研究所> https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=34255

[付録]

◇まさか自分が著作権侵害?!-ファイル共有ソフトの安易な使用には危険がいっぱい!-

<国民生活センター 2022年9月7日>

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220907_1.html

全国の消費生活センター等には、「ファイル共有ソフトを使い、違法に著作物をアップロードしたとして、プロバイダ事業者から意見照会書が送られてきた」、「著作権者から損害賠償請求するという文書が届いた」という相談が寄せられています。このうち多くの消費者は、アップロードしている認識がないままファイル共有ソフトを使用しています。

ファイル共有ソフトとは、インターネットを利用し、不特定多数の人とファイルをやり取りできるソフトウェアのことですが、使い方によっては違法となるおそれがあります。

今回は、相談事例とともに、ファイル共有ソフトの仕組みや、事例からみる問題点を紹介し、消費者が不注意 で違法な行為をしないよう注意喚起します。

相談事例

プロバイダ事業者から発信者情報開示に係る意見照会書が届くケース

【事例1】

動画を視聴していただけで、アップロードした覚えがない。

【事例2】

家族が違法だと知らずに利用していた。

著作権者から著作権侵害を訴えられているケース

【事例3】

著作権を侵害しているとして、アダルト動画の制作業者から文書が届いた。

発信者情報開示に係る意見照会書や、制作業者から文書が届く流れ(一例)

- 1. 自分が見たい作品をインターネット上でみつける
- ウェブサイトで見たい作品を見つけた様子
- 2. 漫画を読むためにファイル共有ソフトをインストールする

ファイル共有ソフトの仕組みを理解しないままインストールしている様子

3. ファイル共有ソフトを通じて作品をダウンロードする

ダウンロードと同時に作品をアップロードしてしまった様子

4. 著作物をアップロードしたとして、プロバイダ事業者から開示請求意見照会書や、弁護士事務所から文書が届く

プロバイダ事業者や弁護士事務所から文書が届き驚いている様子

ファイル共有ソフトの概要

ファイル共有ソフトとは、インターネット上で不特定多数の人とファイルのやり取りを可能にしたソフトウェアです。利用者は、インターネットに接続された自分のコンピュータに、ファイル共有ソフトをインストールすることで、他の利用者とファイルをやり取りすることができるようになります。ファイルの交換は、ピアと呼ばれるクライアント同士で行う、P2P(ピア・トゥー・ピア)で実行されます。各クライアント(パソコンなどの端末)が自分のパソコン内の領域をネットワーク上に公開することでファイル共有ソフトネットワークが形成され、ファイルがやりとりされます。つまり、自分のパソコン内の領域がネットワークの一部になり、他のユーザーがその領域を「共有」することになります。

ファイル共有ソフトには、ダウンロード途中のファイルやダウンロード完了したコンテンツがそのまま他ユーザーに共有されるものがあります。そうした機能を持つファイル共有ソフトの場合、ダウンロードだけだと思っていても、実は知らないうちにアップロードしているというケースが多くあります。

消費者へのアドバイス

ファイル共有ソフトの仕組みやリスクをよく理解し、できる限り利用は控えましょう。

違法なダウンロード、アップロードはやめましょう。

心当たりがないにもかかわらず、発信者情報開示に係る意見照会書や事業者からの文書が届いた場合は、端末の

共有者にも確認しましょう。

不安な場合は消費生活センター等に相談しましょう。

相談窓口

消費者ホットライン:「188 (いやや!) | 番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

違法・有害情報相談センター

発信者情報開示に係る意見照会書への対応がわからない場合は、違法・有害情報相談センターでも相談を受け付けています。

違法・有害情報相談センター

※相談するには利用登録が必要です。

◇【「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に!? (No.2) 】注文直後に表示された「特別割引クーポン」を利用したら、いつの間にかコース内容が変わっていた!?

<国民生活センター 2022年9月7日> https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220907_2.html

通信販売での「定期購入」に関する相談が全国の消費生活センター等に引き続き多く寄せられています。最近では、「いつでも解約可能」などと表示された「定期購入」の広告も見かけるようになってきました。しかし、このような広告を見て、1回だけ商品を購入して、2回目以降を解約しようとしたところ、販売業者から、「購入回数の条件が無い定期コースを申込んだ後に、『特別割引クーポン』を使用したことで、〇回の購入が条件の定期コースに切り替わっているので、1回目のみの購入では解約できない」と言われ、申込み時に想定していた金額以上の支払いが必要になったという相談が寄せられています。

相談事例

「定期縛りなし」と表示された定期購入を申込んだはずが、申込み直後に表示された「特別割引クーポン」を利用したことで、いつの間にか4回の購入が条件のコースに変更されていた

スマートフォンで、「定期縛りなし」「初回約2000円」という美容液の定期コースの広告を見て、販売サイトで注文した。初回の商品が届き、販売業者に電話で定期コースを解約したいと伝えたところ、「4回の購入が条件の定期購入コースの契約になっている」と説明された。広告には「定期縛りなし」と記載されていたと伝えたが、「特別割引クーポンを『利用する』のボタンを押してコースを変更しているため、4回約4万円分の商品を購入する必要がある」と説明された。納得できないと何度も伝えたが、「4回購入しないと解約できない」としか言われない。注文完了直後に割引クーポンが表示され、利用した記憶はあるが、コースが変更されるとは思っていなかった。(2022年3月受付 40歳代 女性)

相談事例からみる問題点

「特別割引クーポン」の利用で、消費者が気づかないうちにコースの内容が変更されていた

消費者は、販売サイトで「いつでも解約可能」「定期縛り無し」「1回だけのお試しOK」などの表示を見て、"購入回数の条件がない定期購入"を申込みますが、注文完了直後に「特別割引クーポン」の利用を勧められ、利用すると"複数回の購入が条件の定期購入"に変更されていたケースがあります。「最終確認画面」にコースが変更される旨が表示されていても、文字が小さかったり、多数回スクロールしないと確認できなかったりと消費者が認識しづらい状況です。

「特別割引クーポン」の利用でコースが変更される画面表示と流れの例

通信販売利用時、注文直後に表示されたクーポンを利用するといつの間にか定期購入になっていた事例の流れの図。図に続いて、テキストによる詳細。

最初の販売サイトでは、消費者が「いつでも解約可能」などが表示された "購入回数の条件がない定期購入" に申込みます。

次に「注文完了画面」が表示されますが、「『特別割引クーポン』が発行されました」とも表示され、「特別割引クーポン」を利用すると商品代金が割り引きになると勧められます。消費者は商品代金の割り引きのためにクーポンを利用します。

次に「注文完了画面」が再度表示されますが、コースが変更されたことについては記載されていません。消費者

が気が付かないうちに"複数回の購入が条件の定期購入"に変更されています。

他にも、注文完了直後に「○カ月分のおまとめコース」を勧められるケースもあります。

消費者へのアドバイス

注文完了直後に「特別割引クーポン」の利用を勧められても、利用する前に「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう

インターネットで注文する際は、以下の「最終確認画面」のチェックリストで必ず確認しましょう。注文直後に表示される「特別割引クーポン」を利用したり、おまとめコースにコースを変更する場合も、以下のチェックリストを参考に、「最終確認画面」を必ず確認しましょう。

「最終確認画面」のチェックリスト

「特別割引クーポン」を利用する際もよく確認しましょう!

注文する前

定期購入が条件になっていませんか?

(定期購入が条件になっている場合、) 継続期間や購入回数が決められていませんか?

支払うことになる総額はいくらですか?

解約の際の連絡手段を確認しましたか?

「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか? 利用規約の内容を確認しましたか?

「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか?

未成年者の場合は以下の点も確認してください*

販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか?

年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申込んでいますか?

*法定代理人が目的を定めて処分を許した財産をその目的のために使う行為や、自由な処分を許された財産を使う行為などは法定代理人の同意は不要。また、未成年者が相手を誤信させる目的で、成年者であると伝えたり、 法定代理人の同意を得ていないにもかかわらず同意を得ているなどとうそをついたりすること(詐術)により相手を信用させて契約した場合には原則として取り消しはできない。